

○加西市公民館・オークタウン加西のあり方検討委員会設置要綱

令和4年3月15日教育長訓令第2号

加西市公民館・オークタウン加西のあり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 加西市における公民館・オークタウン加西の今後のあり方について、広い視野から多角的に検討するため、加西市公民館・オークタウン加西のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が目指すべき公民館・オークタウン加西のあり方及び建替等に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内とする。

2 教育委員会は、次に掲げる者のうちから委員の就任を依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 加西市社会教育委員から推薦のあった者
- (3) 加西市区長会から推薦のあった者
- (4) 公民館利用団体から推薦のあった者
- (5) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する意見の提案までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の意見の提出が終了した時点で、その効力を失う。